

資料提供

(県政・南部・東近江・長浜市同時提供)

令和2年(2020年)8月10日
部局名:健康医療福祉部
所属名:医療政策課 感染症対策室
係名:管理係
担当者名:小森、長島
連絡先(内線):077-528-3578(3578)

新型コロナウイルスに感染した患者の発生について (県内292~298例目)

新たに県内で7名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されましたので、現在の調査結果概要をお知らせします。

本件について、引き続き濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行ってまいります。

概要

項目	患者292例目
(1)年代	40代
(2)性別	女性
(3)居住地	東近江市
(4)職業	会社員
(5)症状、経過	8/4~ 嗅覚障害・味覚障害 8/5~ 咳、咽頭痛 8/5 市内医療機関受診 8/9 PCR検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(6)濃厚接触者	同居の家族(3名)、別居の家族(2名)、同僚(1名)
(7)行動歴等	7/20~7/22 出勤 7/23 自宅 7/24 外出 7/25 自宅 7/26 外出 7/27~7/31 出勤 8/1 外出 8/2 自宅 8/3 出勤 8/4 外出 8/5 出勤 市内医療機関受診 8/6~ 自宅
(8)その他	県内発生陽性患者と濃厚接触

項 目	患者 2 9 3 例目
(1) 年 代	80 代
(2) 性 別	男性
(3) 居住地	草津市
(4) 職 業	無職
(5) 症状、経過	8/5 抗原検査陰性 8/6 PCR 検査陰性 8/9 発熱 (38.7℃)、全身倦怠感 市内医療機関受診 抗原検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(6) 濃厚接触者	なし
(7) 行動歴等	市内医療機関に入院中
(8) その他	医療機関でのクラスター関係

項 目	患者 2 9 4 例目
(1) 年 代	30 代
(2) 性 別	女性
(3) 居住地	草津市
(4) 職 業	看護職
(5) 症状、経過	8/6 PCR 検査陰性 8/9 発熱 (37.1℃)、咳、咽頭痛 市内医療機関受診 抗原検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(6) 濃厚接触者	同居の家族 (2 名)
(7) 行動歴等	8/3~8/5 出勤
(8) その他	医療機関でのクラスター関係

項 目	患者 2 9 5 例目
(1) 年 代	60 代
(2) 性 別	男性
(3) 居住地	草津市
(4) 職 業	無職
(5) 症状、経過	7/31～ 発熱 (37℃台)、頭痛 8/8 医療機関受診 PCR 検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(6) 濃厚接触者	同居の家族 (2 名)、その他については調査中
(7) 行動歴等	7/18,7/19,7/25,7/26,7/30,7/31 外出 8/1～ 自宅

項 目	患者 2 9 6 例目
(1) 年 代	30 代
(2) 性 別	男性
(3) 居住地	長浜市
(4) 職 業	会社員
(5) 症状、経過	8/1 発熱 8/5 頭痛 8/6～ 鼻汁、咽頭痛、嗅覚障害 8/9 帰国者・接触者外来受診 8/10 PCR 検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(6) 濃厚接触者	同居の家族 (1 名)、同僚 (2 名)
(7) 行動歴等	7/26～7/27 外出 7/28～7/30 出勤 7/31 外出 8/1～ 自宅
(8) その他	県内発生陽性患者と濃厚接触

項 目	患者 297 例目	
(1) 年 代	30 代	
(2) 性 別	女性	
(3) 居住地	大津市	
(4) 職 業	看護職	
(5) 症状、経過	8/6	抗原・PCR 検査陰性
	8/9	発熱（約 37℃） 医療機関受診、抗原検査陰性
	8/10	発熱（約 37℃）、医療機関受診 抗原検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(6) 濃厚接触者	同居の家族（2 名）	
(7) 行動歴等	8/4 出勤	
	8/5～ 自宅	
(8) その他	医療機関でのクラスター関係	

<速報分> 詳細については調査中のため、後日公表を予定しています。

項 目	患者 298 例目
(1) 年 代	10 歳未満
(2) 性 別	非公表
(3) 居住地	東近江市
(4) その他	県内発生陽性患者と濃厚接触

<8月9日の速報分についての詳細>

項目	患者291例目
(1) 年代	20代
(2) 性別	女性
(3) 居住地	草津市
(4) 職業	看護職
(5) 症状、経過	8/7～ 発熱、咽頭痛、頭痛 8/8～ 鼻汁 8/9 抗原検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(6) 濃厚接触者	なし
(7) 行動歴等	7/24～7/25 出勤 7/26～7/27 自宅 7/28～7/31 出勤 8/1～8/2 自宅 8/3～8/6 出勤 8/7～ 自宅 8/9 抗原検査陽性により新型コロナウイルス感染症確定
(8) その他	医療機関でのクラスター関係

県では、感染症法第16条第1項の規定に基づき、感染症の予防のための情報の公開を行いますが、同第2項の規定により個人情報の保護に留意する必要があります。この情報の取り扱いに当たってはプライバシー保護にご配慮ください。

また、感染者を特定しようとする行為は、差別や嫌がらせにつながる恐れがあります。感染された方々やそのご家族に対する配慮や思いやりの気持ちをもって行動していただきますよう強くお願いいたします。

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。